

既成都市区域内外の証明願の郵送申請について

既成都市区域の内外証明願については、「郵送」による提出、交付が可能です！以下の手順に沿って手続きをお願いします。

●提出方法

1. 当課担当に問い合わせいただき、内外証明願の発行が可能な所在地か確認してください。

証明する場所が特定できない場合は、来庁をお願いします。

2. 以下のものを郵送してください。(あて先は次ページ参照)

- ①既成都市区域内外証明願（下記 HP よりダウンロード可。提出先（**税務署等**）にこの証明書で問題ないか、確認をお願いします。）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a81944/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/kiseitoshikuiki.html>

- ②証明する場所が特定できる地図など

- ③返信用簡易書留(宛先を記載し、郵送に必要な料金の切手を貼ったもの)

ア 証明件数 1 件あたり 3 0 0 円分の**収入証紙**をご用意いただき、紛失防止のために必ず添付してください。以下の場所で購入が可能です。

(証紙の販売は令和 7 年 3 月 31 日で終了しますが、令和 8 年 3 月 31 日までは使用可能)

https://www.city.kobe.lg.jp/a56269/business/todokede/kaikeshitsu/index_syoushi.html

イ 収入証紙の購入ができない場合は、収入証紙の代わりに**郵便小為替**を購入の上、郵送してください（小為替購入に手数料がかかります。）。

※申請担当者名、連絡先を明記してください。

※郵送には記録が残り、受取漏れがないように、発送・返信用ともに**簡易書留**の利用をおすすめします。

3. 当課で書類を受け取り後、証明書を発行し、郵送します。

※返信用封筒が封入されていない場合、窓口にて受け取りとなります。

●提出先・お問い合わせ先

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1-30 三宮国際ビル 5F

建築住宅局 建築指導部 建築調整課 建築調整担当

TEL 078-595-6548 (直通) FAX 078-200-4210

e-mail shiteiken@office.city.kobe.lg.jp